

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第二十九号

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年十二月奈良県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子ども  
の移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その  
他の子どもの所在を確実に把握することができるとする方法により、子どもの所在を確  
認しなければならない。

九 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並び  
にこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他  
利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認めら  
れるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子ども  
の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子ども  
の降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第三項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、附則第六項の表に次のよう  
に加える。

附則第六項	第八条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

附則中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第八条第一項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当  
分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（

以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子ども数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例第十三条第九号の規定の適用については、認定こども園において通園を目的とした自動車を行なう場合であつて、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもを見落とすを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。